

令和5年度 「藍川北中学校部活動規程」

部活動の心得

- ①平日・土日の活動に参加する生徒であること。
- ②選手登録をし、中体連の大会に参加できる生徒であること。

1 部活動指導方針

(1) 部活動の加入について

- ・学校が定めた部活動へ加入した生徒を部員とする。
- ・部活動に加入は任意とする。【入部届(様式1)】
- ・年度途中の退部又は転部は、本人・保護者と学級担任・当該部活動の顧問と相談の上で決定する。
1・2年生については、年度末の懇談にて転部・退部についての確認をする。【退部届(様式2)】

(2) 顧問の役割（原則）

- ・すべての部活動において全教職員による複数顧問制とする。
- ・授業日は、顧問教職員が直接指導に当たる。
- ・顧問教職員の任務は、毎月の練習計画作成・実施報告書作成、大会の申込みや引率、保護者代表者や社会人指導者実績報告作成・社会人指導者との連絡、生徒指導、技術指導を行う。

2 部活動の設置

(1) 現在の部活動について

- ・複数顧問が配置できることや、全校生徒数から、現在の部活動は以下のとおりとする。

- ・軟式野球（男女） ・バレーボール（女子） ・陸上（男女）
- ・卓球（男女） ・音楽（男女）

(2) 一時的な部の設置による岐阜県中体連総合体育大会への参加（中体連救済処置）について

運動部を設置していない中体連加盟種目について、学校管理下外のスポーツ関係団体（民間クラブ・町道場・～スクール・～教室）等で活動している生徒が、中体連主催大会への参加を希望する場合は、参加希望がある生徒が校長へ申し、認められた場合は、大会期間中に限り、その競技種目に顧問を置き部活動を設置する。

(3) 近郊の中学校との「複数校合同チーム」（中体連の救済処置）について

それまで活動していた部活動が、人数減少によって単独校では大会参加ができない場合に、岐阜県中学校体育連盟複数校合同チーム参加規定（以下）の要件を満たした場合に、2以上の学校と複数校合同チームを編成し、大会参加することができる。

(4) 部活動の「休部・廃部」・「新設」について

- ・部活動の新設は、指導者と施設及び活動が継続していけるだけの部員数の確保等を条件とし、育成会、PTA会長、保護者会代表、小学校との連携を図り、意見や意向を参考にしながらも、生徒数、将来的な展望ももちながら、校長が認めた場合とする。
- ・部活動の状況が以下の（1）～（3）に該当する場合は休部又は廃部とする。
（1）顧問または指導者の確保が困難な場合

- (2) 部員数が著しく減少するなど、合同チーム・合同部活動での活動が2年以上続いたり普段の活動や対外試合が困難となったりした場合
- (3) 休部又は廃部の判断は、校長、PTA会長、育成会、保護者会代表、該当保護者会代表により協議し、校長が決定する。
- (4) 休部を解く場合は、新年度の新1年部員数が以下を上回ったときに限り復部とする。
例：軟式野球・・・9人 バレーボール6人

(必要最低限の人数)

- ・軟式野球（9人）
- ・バレーボール（6人）
- ・陸上（－）
- ・卓球（－）
- ・音楽（－）

3 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

(1)【平日の活動時間・活動基準】

- ・原則として、木曜・金曜日の2日間を放課後活動とする。ただし、生徒会活動のない水曜日については部活動ごとに活動を可とする。（中体連、連盟主催の大会前については3（5）を参照）
- ・月曜日を完全休養日とする。
- ・活動時間は、長くても2時間以内とする。
- ・全職員に関する会議の場合は活動しない。
- ・中間、期末テストの一週間前から当日の朝まで、実力テスト当日の朝も活動しない。
なお、活動可能な期間であっても、問題行動が起きた場合は、校長の判断で当該部活動の活動を停止することができる。

放課後の練習について

- ・練習時間 最終下校時刻に従う。活動終了時刻は、最終下校時刻の15分前を目安とする。
- ・指導者が活動場所で指導することを原則とする。

(2)【休日の活動時間・活動基準】

- ・休日に活動する場合は、土・日曜日のいずれか1日を休養日（原則）とする。
- ・第3日曜日は、家庭の日で休養日とする。
- ・活動時間は3時間程度とし、対外試合等も終日に渡らないようにする。
- ・大会等で長時間になる場合は、休憩を十分にとるなど生徒の体調管理を確実に行う。

(3)【長期休業中の活動時間・活動基準】

- ・長期休業中の活動は、別途定める各休業中の活動計画による。
- ・夏期休業中については、学校閉庁日（16日間）の活動は行わない。ただし、中体連の東海大会、全国大会等の練習や参加はこの限りではない。
- ・家庭や地域行事等への参加等も考慮し、夏期休業中の活動日は15日を目途とする。

(4)【熱中症の未然防止】

当該地域において、気象庁の高温注意報が発せられた場合は、原則として活動を行わない。また、止むを得ず参加する場合は、参加生徒の健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休息の取得、観戦者の軽装や着帽等について、保護者会と協力して徹底する。

(5) 【許可申請による活動の例外】

特別な事情（公式大会への参加等）により時間外や停止期間中に活動を希望する場合は、保護者の同意を得た部員を対象に、顧問が校長に確認し、許可を得ることとする。

(6) 【活動内容】

- ・ 部活動中の服装は、原則として体育の服装とする。ただし、部活動ごとで認められた服装も可とする。登下校については、原則として制服とする。
- ・ 休日練習に参加する場合は、体育の服装又は部活動の服装で登下校することを認めるが、自転車の利用は認めない。
- ・ 部活動用具以外の持ち物は学校の約束に準ずる。（不用物、金銭等の持参は不可）
- ・ 校長が認めた部活動中に事故等があった場合、顧問または外部指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に保護者並びに管理職への連絡・報告をする。なお、病院等へ受診した場合は、スポーツ振興センターの災害共済給付対象として対応する。

(7) 【大会への参加】

- ・ 部活動として、中学校体育連盟主催や各種競技団体主催大会やコンクール等へ参加する場合は、校長が承認をした生徒とする。
- ・ 大会等及び練習試合等への参加に伴う移動については、公共交通機関（貸切バスやタクシーを含む）の利用を原則とする。その他、現地集合については、保護者の責任とする。
- ・ 自転車の使用については、公式大会及び練習等への参加・実施にあたって使用を認める。ただし、以下の3点が守られていることを条件とする。
 - ① 各保護者の同意が得られていること。
 - ② 顧問、外部指導者又は保護者が、安全確保及び緊急時への対応をすること。
 - ③ 部員はヘルメットを正しく着用すること。
 - ④ 自転車損害賠償責任保険等に加入していること。